

《 次世代育成支援対策推進法に基づく 》

日高信用金庫「一般事業主行動計画」

〔 計画の基本理念 〕

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備することによって、全職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる企業となるため「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

〔 計画期間 〕

平成23年4月1日 から 平成28年3月31日 までの5年間とする。

〔 計画内容 〕

1. 雇用環境の整備に関する取組事項

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備に対する支援対策計画

◎子どもが生まれる際の父親の休暇の取得促進

⇒ 配偶者分娩の際に、年次有給休暇とは別に特別休暇を2日取得させることを促進させる。

◎出産や子育てによる退職者の再雇用を拡充する

⇒ 出産や子育てのため退職する職員に対する再雇用制度を平成23年度中に整備する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に対する支援対策計画

◎所定外労働の削減のための措置の実施

⇒ ノー残業デーを導入し、所定外労働の削減を図る。

◎年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

⇒ 発信文書等による周知により、年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間6日以上完全取得を推進する。

2. 雇用環境の整備以外の次世代育成支援対策に関する取組事項

◎若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供

⇒ 主に高校生を対象としたインターンシップの実施受入を行なう。(年間最低2校以上の受入)

◎地域における子どもの健全育成のための活動支援と子どもに関する地域貢献活動の実施

⇒ スポーツ、文化活動などを通じ、子育て活動に役立つ活動に金庫・職員が積極的に参加できるような支援を行なう。(スポーツ大会の主催・協賛、金融授業等への講師派遣等)

以上